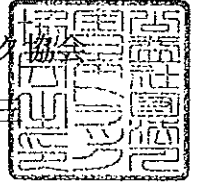


全ト協発第442号(輸)

平成25年12月26日

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野良三



事業用貨物自動車(タンクローリー)の車体表示の徹底について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当部会の事業運営等に関し格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般国土交通省及び経済産業省より別添の通り、社名等の表示が不明瞭なタンクローリーによるSS等への石油製品輸送が実施されている旨指摘を受けております。

当協会と致しましても、社名の車体標記については、コンプライアンス遵守の一環として道路運送法第95条に基づく周知徹底を図っておりますが、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解頂き、社名の車体標記について傘下の会員事業者に対する周知徹底をお図り頂きたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

## ひと目でわかる車体表示

事業用貨物自動車に関する適正な車体表示の徹底について

自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者名等を見やすいように表示しなければならないと道路運送法第95条により定められております。

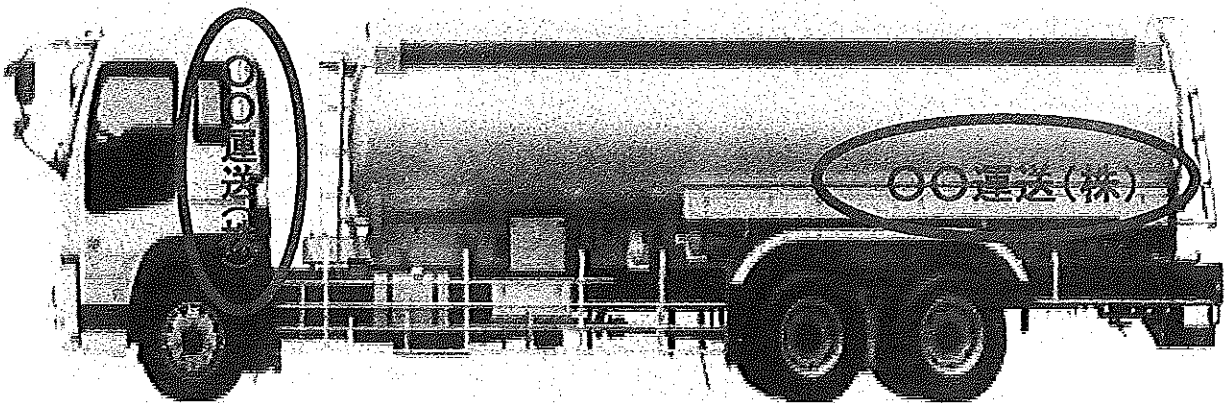
なお、表示をせず又は虚偽の表示をした者に対する罰則も規定されています。

### 車体表示の位置及びその方法

車体にペンキ等により表示し、表示する位置は、下記に示した「事業用貨物自動車の車体表示の一例」を参考として下さい。

1. 表示箇所は、両側面(荷台、キャビン等)が望ましい。
2. 表示する文字の色、場所、大きさに注意を払い、見やすいように表示すること。

#### 「事業用貨物自動車の車体表示の一例」



\* 非表示等の場合は、監査等により必要な措置を講じる場合があります。